平成２３年（フ）第２４３７号
愛知県北名古屋市徳重米野105番地１　ウィング生田201号
債務者　池田　道子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４８３号
名古屋市中区栄１丁目22番２号　ライオンズホテル名古屋602号
債務者　山本　修二
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４３号
愛知県岡崎市橋目町字遠山39番地２
債務者　小下　厚子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
愛知県みよし市莇生町藤塚６番地186
債務者　久保山友成
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
愛知県豊橋市石巻本町字東野15番地の44
債務者　新免研磨こと　新免　勝之
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第７２号
京都府船井郡京丹波町八田タワ坂11番地２
債務者　丸山　定夫
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第７６４号
大阪府泉佐野市日根野5915番地の18
債務者　ほっとひと息こと　奥野　勝司
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７８０号
大阪府岸和田市下松町943番地の５フローラ桜ヶ丘Ａ棟105号
債務者　宮武　直人
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７９５号
大阪府貝塚市橋本684番地２棟808号
債務者　島田　一美
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８０３号
大阪府泉佐野市日根野7194番地ふぁみーゆ泉佐野1003
債務者　石井　重雄
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８０４号
大阪府岸和田市尾生町1587番地の１通称福田町
債務者　佐々野佐代子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８０６号
大阪府和泉市肥子町２丁目９番１―508号
債務者　阿武　吉昭
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８０８号
大阪府泉大津市東助松町３丁目２番16号
債務者　住吉　成子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８１０号
大阪府泉大津市池園町11番４号、前住所堺市西区浜寺諏訪森町中２丁198番地
債務者　九冨　絵美（旧姓鹿嶋）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８１２号
大阪府泉佐野市鶴原1574番地108、前住所大阪府貝塚市清児665番地３―５―503
債務者　遠藤　佳宏
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８１３号
大阪府岸和田市土生町1419番地の１サニーハイム木下Ｂ棟101号
債務者　東　　智子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８２２号
大阪府岸和田市春木泉町１番７―404号
債務者　定光　伸子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係